

2024年5月1日以降に
満期を迎えるお客さまへ

自動車保険改定のご案内

平素より損保ジャパンをお引き立ていただきありがとうございます。

損保ジャパンでは、2024年5月に自動車保険の改定を実施しました。

主な改定内容を次のとおりご案内しますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

このご案内は、改定の概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

1 安心更新サポート特約の改定



- 「安心更新サポート特約」がセットされる対象契約に、「保険料一括払特約」をセットした長期契約を追加します。
ただし、保険期間が2年または3年の整数年のご契約にかぎりです。
- 通知締切日を次表のとおり、満期日に統一するよう改定します。

満期日	通知締切日	
	改定前	改定後
1日～15日	満期月の前月10日	満期日
16日～末日	満期月の前月25日	

安心更新サポート特約と通知締切日とは？

「安心更新サポート特約」とは、補償が途切れることのないように、ご契約の通知締切日までに保険会社またはご契約者のいずれかからご契約を更新しない旨のお申出がないかぎり、一定の条件に基づき保険契約を更新する特約です。

通知締切日とは、「安心更新サポート特約」による継続契約を締結しないことなどを申し出る期限です。

2 払込猶予期日の改定



- 所定の払込期日までに保険料のお支払いがなかった場合の払込猶予期日を改定します。
改定前：払込期日の属する月の翌々月の25日
改定後：払込期日の属する月の翌々月の末日

(注1) 保険料の払込期日および払込猶予期日はご契約により異なるため保険証券(または保険契約継続証)およびご契約のしおり(約款)をご確認ください。

(注2) 上記の払込猶予期日の適用は、保険料のお支払いがなかったことが故意による場合を除きます。故意による場合の払込猶予期日は、払込期日の属する月の翌月の末日になります。

3 地震・噴火・津波車両全損時一時金特約のセット条件の改定



- 「地震・噴火・津波車両全損時一時金特約」は、車両保険を一般条件でご加入いただく場合のみセットできる特約でしたが、「車対車事故・限定危険特約」または「車両限定危険特約」でご加入いただくご契約についてもセット可能となります。

車両保険のご契約タイプ	改定前	改定後
一般条件	○	○
車対車事故・限定危険	×	○
車両限定危険	×	○



4 1 保険証券で締結できる対象契約の拡大



- 次のご契約の場合、2台以上の自動車を1保険証券ではなく、別々の保険証券でご契約いただいていたましたが、明細書を用いて1保険証券でのご契約が可能となります。
 - ・普通保険約款(「THE クルマの保険」、「SGP」)の異なるご契約
 - ・「保険料分割払特約(長期契約)」をセットしたご契約
 - ・「団体扱・集団扱特約」をセットした長期契約

改定前		改定後
証券番号:M999999996	証券番号:M999999997	証券番号:A12345678A(明細 0001:THE、明細 0002:SGP)
THE	SGP	THE/SGP
証券番号:M999999998	証券番号:M999999999	証券番号:A12345678A(明細 0001、明細 0002)
3年契約 保険料分割払	3年契約 保険料分割払	3年契約 保険料分割払
1保険証券でのご契約はできませんでした。		1保険証券(明細付契約)でご契約が可能です。

⚠️ ご注意ください!! ノンフリート多数割引の適用条件が変わります

原則、ノンフリート契約において2台以上の自動車を明細書を用いて1保険証券でご契約いただく場合にかぎり、ノンフリート多数割引を適用します。

今まで別々の保険証券でご契約いただいていた上記条件のご契約についても、ノンフリート多数割引を適用するためには明細書を用いて1保険証券でのご契約が必要となりますのでご注意ください。

ただし、所定の条件を満たす場合は、引き続き別々の保険証券でのご契約であってもノンフリート多数割引の適用が可能です。

5 個人賠償責任特約における「住宅」の定義の改定



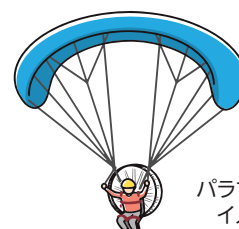
- 「個人賠償責任特約」における「住宅」の定義に「被保険者が所有する被保険者以外の居住の用に供される住宅」を追加します。
- 本改定により、被保険者自身の居住の用に供される住宅でなくても、被保険者が所有する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故であれば補償の対象となります。

6 「航空機」の定義の改定



- 各特約において定義していた「航空機」、「超軽量動力機」を廃止し、普通保険約款および特約に共通する用語の定義として「航空機」を新設します。
- 本改定に伴い、次の特約において「パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機」における事故の補償範囲を改定します。

特約	改定前	改定後
人身傷害交通乗用具事故特約	×	○ (搭乗中は対象外)
・車両積載動産特約 ・個人賠償責任特約 ・受託貨物賠償責任特約	○	×



パラプレーンのイメージ図

7 沖縄料率の改定

●沖縄料率の適用に関する判定基準を次のとおり改定します。

(注)保険料の計算にあたり、本土料率・沖縄料率の区分があり保険料率が異なります。

改定前	改定後
ご契約自動車を主として使用する地域が沖縄県の場合 沖縄料率の適用可否 主に使用する地域が沖縄県の場合 対象  沖縄 300 さ 12-34 対象  品川 300 さ 12-34	次のいずれかの条件に該当する場合 - 登録番号標または車両番号標に記載されている自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局(自動車検査登録事務所を含みます。)が沖縄県内にある場合 - 標識番号標に記載されている標識番号を交付した市区町村が沖縄県にある場合 (注)ご契約自動車が構内専用車、外務省登録自動車の場合は、主として使用する地域が沖縄県内のとき、沖縄料率を適用します。 沖縄料率の適用可否 主に使用する地域が沖縄県の場合 対象  沖縄 300 さ 12-34 対象外  品川 300 さ 12-34 本土料率を適用



ご注意ください!!

沖縄県外から沖縄県に転居した場合で登録番号等を変更せずにお車を使用しているときは、本土料率の適用となります。

8 その他の改定

●各項目の詳細および次表以外の改定については、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

改定項目	概要
保険料単位の改定	保険料の単位を10円単位から1円単位に改定します。
「安心更新サポート特約」による更新後契約の解除起算日および免責起算日の改定	「安心更新サポート特約」による更新後契約の解除起算日および免責起算日の取扱いを変更し、所定の条件を満たす場合は、第1回保険料が払い込まれたものとして保険金をお支払いします(団体扱・集団扱契約を除きます。)
「代車等諸費用特約」および「代車費用の補償日数短縮特約」の改定	代車費用保険金について、お支払い対象となる代車利用限度日数を30日から15日に短縮する場合、「代車等諸費用特約」に「代車費用の補償日数短縮特約」を重ねてセットしていましたが、代車利用限度日数の異なる別々の特約として、「代車等諸費用特約(事故時30日型)」「代車等諸費用特約(15日型)」のいずれかをセットするよう改定します。 (注)故障損害により走行不能となった場合はいずれの特約も15日が限度となります。
「リースカーの車両費用特約」の改定	ノンフリート契約について、払込方法や「リースカーに関する特約」のセット有無にかかわらず、本特約のセットが可能となります。また、本特約および「車両費用特約の修理費優先支払特約」の保険期間の途中での特約の追加・削除や本特約をセットした長期契約の契約内容変更についても条件を緩和します。
「リースカーに関する特約」をセットした保険契約(リースカーオープンポリシー契約)の改定	「リースカーに関する特約」をセットした保険契約(リースカーオープンポリシー契約)について、次のとおり改定します。 ・保険期間を最長7年から最長9年に改定します。 ・セットする保険料払込特約を「保険料一括払特約(即時)」から「保険料一括払特約」に変更し、追加保険料の支払方法として請求書払を選択可能とします。 ・ノンフリート契約で所定の条件を満たす場合、車両入替を可能とします。
「保険料分割払特約」の改定	「保険料分割払特約」をセットした保険契約について、次のとおり改定します。 ・分割割増を適用しない払込方法の名称を「分割払(割増なし)」から「分割払(割引あり)」に変更します。 ・「分割払(月払)」の保険料の支払方法に請求書払を追加します。

(次ページへ続きます。)

(前ページの続きです。)

改定項目	概要
「クレジットカード払特約」の改定	「クレジットカード払特約」におけるクレジットカードの名義人は保険契約者と同一である必要がありましたが、保険契約者、保険契約者の配偶者またはこれらの親族まで拡大します。
Web約款・Web証券割引の改定	一部の特定の特約をセットしている場合、Web約款・Web証券割引の対象外でしたが、対象とする契約を拡大します。
自動車保険改定をまたぐ 明細追加	自動車保険改定(普通保険約款および特約の改定や保険料率の改定)を行った場合、一部のご契約を除き保険期間の初日が改定日より前のご契約に改定日以降、新たな自動車を明細追加することはできませんでしたが、明細追加できる対象契約を拡大します。
「地震・噴火・津波車両損害特約」 の廃止	「地震・噴火・津波車両損害特約」を廃止します。 (注)現在、この特約をセットしているご契約については、更新時に「地震・噴火・津波車両全損時一時金特約」に読み替えておすすめています。
構内専用電気自動車料率の廃止	構内専用電気自動車料率を廃止します。

<ご注意ください>

今まで契約締結時にお申出内容をもとに設定していたご契約自動車の仕様(グレード)について、2024年5月以降始期契約から、当社で車両情報として保持する仕様一覧からの選択となります。これに伴い、2024年4月以前始期で2024年5月以降に満期を迎えられるご契約について、現在登録されている仕様(グレード)の内容を一律削除します。

更新のお手続きの際は、改めて仕様選択が必要となりますので、取扱代理店へご契約自動車の仕様(グレード)についてお申し出いただきますようお願いいたします。

損保ジャパンは過去にも自動車保険の改定を実施しております。

改定内容をご確認いただく場合は右記の二次元コードを読み取り、損保ジャパン公式ウェブサイトからご確認ください。



お車を運転される方の範囲に変更があった場合は、 「運転者限定特約」と「運転者年齢条件特約」の設定内容の確認をお願いします。



自動車保険ではお車を運転される方に応じて、運転者を限定したり、運転者の年齢条件を設定することができます。設定内容が適切ではない場合、事故にあった際に保険金が支払われなかったり、保険料の過払いにつながってしまう場合があります。

<例>・夫婦で使用していた自動車を免許を取得した同居の息子が主に使用することになった

・自動車を運転していた同居の娘が一人暮らしをするようになった

「運転者限定特約」と「運転者年齢条件特約」
の設定方法について詳しくはこちら



ロードサービス業者とのトラブルにご注意ください! 万が一、事故にあわれたらすぐに損保ジャパンへ連絡を!

事故にあわれた際のご連絡先

事故サポートセンター

0120-256-110



LINEでのご
連絡はこちら

・おかけ間違いにご注意ください。LINEでも事故連絡が可能です。

自動車の故障やトラブル対応時のご連絡先

ロードアシスタンス専用デスク

0120-365-110



Webでのご
連絡はこちら

・おかけ間違いにご注意ください。スマホのWebサイトから要請が可能です。

★「THE クルマの保険」は個人用自動車保険、「SGP」は一般自動車保険のペットネームです。

★このご案内は、改定の概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。なお、ご契約の際には、必ず「重要事項等説明書」「ご契約のしおり(約款)」「パンフレット兼重要事項等説明書」などをご確認ください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先